

平成22年12月27日に、地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（城ヶ崎正人副市長の人件費）がありました。

このことについて、いなべ市監査委員（羽場 恭博、位田 まさ子）が平成23年2月9日付で監査結果を公表いたしました。その概要は以下のとおりです。

第1 住民監査請求（以下「監査請求」という。）の受付

1 請求人

住 所 いなべ市在住

氏 名 仲筋 泰広

2 住民監査請求書（以下「請求書」という。）の提出日

平成 22 年 12 月 27 日（月）

3 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法第 242 条所定の要件を具備しているものと認め、平成 23 年 1 月 4 日付けで受理した。

4 請求人の証拠の提出及び陳述

平成 23 年 1 月 17 日、地方自治法第 242 条第 6 項の規定に基づき、請求人に対して証拠の提出と陳述の機会を設けたところ、請求人の出席はなく陳述に代えて同人から同日付で補足説明が記された「住民監査請求に関する意見書」が提出された。

なお、新たな証拠の提出はなかった。

5 請求の内容

請求の趣旨及び措置請求等は次のとおりである。

(1) 請求の趣旨

請求書及び事実証明書に記載された事項の内容を勘案して、請求の趣旨を次のように理解した。

ア 副市長は、平成 22 年 12 月いなべ市議会定例会本会議において、議員の一般質問中に市長に話しかけ、へらへら笑っている行為をした。この件について市民からの質問に対し、副市長は「笑っていたつもりはありませんが、怒られている場面や真剣な場面で、私の表情から相手に誤解を与えることがまれにあります。大事な答弁の時間中にそのような表情になったことは、私の不徳のいたすところです。」と述べている。「表情から相手に誤解を与える」という人物が副市長の椅子に座っているだけで戦慄を覚え、副市長としての職責が果たせる人物とは思えない。高額な人件費を支払っており、4 年間も定着されると大きな無駄な経費になる。

イ 人口が 4 万人程度の小規模いなべ市に市長を補佐する副市長を置く必要がない。市長の葬式回りを支えるための留守番役の副市長職は無駄である。果たして葬式回りが公務なのか。良識派の市民の間から批判の声が上がっており、日沖市長は本来の公務に専念すべきである。

ウ 副市長の受け入れに当たって、受け入れの態勢が全くできていない。

エ 上記 3 つの問題点を見るとき、1 日でも早く無駄な副市長職の人件費の削減に決断を下さなければならない。

(2) 措置請求の内容

城ヶ崎正人副市長へ支払われた人件費全額と公舎の家賃などの市の負担分の全額を日沖靖市長個人へ穴埋めさせる事

(3) 請求書に添付された事実を証する書面

いなべ市民の会機関誌『希望』第 53 号

第 2 監査の実施

1 監査対象事項

本件監査請求の趣旨内容から、監査の対象事項を次のとおりとした。

副市長の人件費が無駄な経費に当たるのか。

2 監査対象部課室等

(1) 関係部課室

企画部 広報秘書課

(2) 関係職員の事情聴取

平成 23 年 1 月 27 日、副市長に対し事情聴取を行った。

3 事実関係の確認

(1) 副市長の議会における行為について

ア 平成 22 年 12 月 3 日に開催された平成 22 年 第 4 回 いなべ市議会 定例会 本会議において、清水実議員の一般質問中に副市長が市長と話をしながら笑っている姿が傍聴人に目撃された。

イ 平成 22 年 12 月 3 日に市民から、この行為について市ホームページの「質問と提案」で次の 5 項目の質問がなされた。

① 日沖市長とどんなやり取りをしていたのでしょうか。

② 何を笑っていたのですか。

③ 市民の代表である議員を軽く見ていませんか。

④ 議会を軽く見ていませんか。

⑤ 傍聴人の市民が私を含めて 3 人いましたが、市民を甘く見ていませんか。

ウ 平成 22 年 12 月 7 日に副市長は、イの質問に対して次のように回答した。

① 私が訴訟の先行きについて市長に再確認している中で、私が「やはり、市長の答弁のとおりしかないですね。」とあらためて聞いていたところです。

② 笑っていたつもりはありませんが、怒られている場面や真剣な場面で、私の表情から相手に誤解を与えることがまれにあります。大事な答弁の時間中にそのような表情になったことは、不徳のいたすところです。今後も議会議員の皆様のお話に傾注し充分注意してまいります。

③ 上記③④⑤そのようなことは、ございません。

(2) 副市長について

ア 市長から国土交通省へ副市長の人材派遣要請を行い、同省との人事交流による出向で城ヶ崎正人氏が選任された。(平成 22 年 3 月 23 日議会同意)

任期は平成 22 年 4 月 1 日から 4 年間である。

イ 副市長の給料及び旅費は、いなべ市長及び副市長の給与及び旅費等に関する条例(平成 15 年 12 月 1 日条例第 39 号)の規定により支給されている。

第 3 監査の結果

1 結論

本件請求には理由がないものと判断し、これを棄却する。

2 監査委員の判断

(1) 請求人は、副市長について平成 22 年 12 月いなべ市議会定例会本会議における副市長の行為は、副市長としての職責が果たせる人物とは思えず、高額な人件費を払っており、4 年間も定着されると、それこそ大きな無駄な経費になると主張する。

市議会における副市長の行為の真相は、第 2 の 3 の(1)のとおり市ホームページの「質問と提案」での市民と副市長との問答から推認できるところである。副市長の弁明内容から、副市長特有の表情が誤解を招いた部分もあると推測され、その点は同情に値するものの、厳粛な議場での行為が市民に議会、議員及び市民を軽く見ているのではないかとの印象を抱かせるに至ったことは遺憾なことであり、副市長はこの批判を謙虚に受け止めて、しかと反省し、今後このような批判と不信を招くことがないように十分注意すべきことは言をまたないところである。しかし、住民監査請求が適法なものとして受理されるためには、問題としている財務会計行為が法令に違反している等の違法性若しくは不当性が具体的に主張されていなければならない。今回の議会における副市長の行為は、職務遂行上の自覚の問題であり、副市長の給与等の支出の違法性若しくは不当性を摘示するものでないと思われる。よって、当該主張は監査を求めるものには該当しない。

(2) 請求人は、人口が 4 万人程度の小規模ないなべ市に市長を補佐する副市長を置く必要がない。市長の葬式回りを支えるための留守番役の副市長職は無駄である。葬式回りが公務なのか。良識派の市民の間から批判の声が上がっており、本来の公務に専念すべきと主張する。

副市長は、地方自治法第 161 条第 1 項の規定に基づき置かれるもので、その職務内容は同法第 167 条第 1 項及び第 2 項に規定されている。さらに、城ヶ崎副市長は国土交通省から本市へ出向しており、国道整備事業や砂防事業等の推進に関して国とのパイプ役としての役割や市職員とは異なった経験や感覚による組織の活性化へのアドバイス並びにサポーターとしての重要な役割を担っており、単純に人口規模により副市長の要否が判断されるべきものではない。

市長の市民葬儀への参列は、市の代表として市民の葬儀に参列して弔意を表し、併せて行政を円滑に遂行するために住民と絶えず意思疎通を図り、行政への理解と

参加を促すことは地方自治の本旨にかなうものであると考えられる。また、副市長職が市長の葬儀参列を支えるための留守番役という請求人の主張は、客観的根拠がなく請求人の主観的思考によるものと言わざるをえない。

- (3) 請求人は、副市長の受け入れに当たって受け入れの態勢が全くできていないと主張する。

受け入れの態勢ができていないことについて、その理由が摘示されておらず、特定性、具体性に欠ける主張である。(2)で述べたとおり、市のまちづくり施策を推進し、その目的を達成する上で副市長職に国土交通省からの出向者を選任することが市にとって有益であるとする市長の判断には合理性があり、受け入れに当たっては議会同意も経ていることから、不正、不当及び違法な事実は認められない。